

○大郷町認知症高齢者等見守り事業実施要綱

令和5年12月15日

告示第98号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症その他の疾患により外出中に道に迷う可能性のある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）が、外出中に保護された際に早期に身元を特定することにより、認知症高齢者等とその家族への支援及び地域の見守り体制の充実を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 大郷町認知症高齢者等見守り事業（以下「事業」という。）の実施主体は町とし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に委託できるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、かつ在宅で生活をする者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の認知症高齢者等
- (2) 初老期認知症等の症状がある65歳未満の者で、町長が特に必要と認める者

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予め登録した対象者の情報を照会できる個別番号及び二次元QRコードを記載したシール（以下「見守りシール」という。）の交付
- (2) 対象者及びその家族等に関する情報管理
- (3) 緊急時における対象者の身元の判別及び登録されている連絡先、警察署その他の関係機関への連絡
- (4) その他町長が必要と認める事項

(申請等)

第5条 この事業を利用しようとする対象者又はその家族等(以下「利用申請者」という。)は、大郷町認知症高齢者等見守り事業利用申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を大郷町認知症高齢者等見守り事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、利用申請者に通知するものとする。

3 町長は、事業の利用が決定した利用申請者に対し、見守りシール(耐洗ラベル30枚・蓄光シール10枚)を無償で交付するものとする。

4 利用申請者は、見守りシールを紛失又は破損等したとき及び、追加交付を希望するときは、大郷町認知症高齢者等見守り事業シール追加交付申請書(様式第3号)を提出し、利用申請者の費用負担により追加交付を受けることができる。

(協力体制の確保)

第6条 町は、緊急時において適切に対応するため、警察署その他関係機関との協力体制を確保するものとする。

(届出の義務)

第7条 利用申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大郷町認知症高齢者等見守り事業変更・利用廃止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業利用申請書の内容に変更が生じたとき。
- (2) 見守りシールの使用を取り止めるとき。
- (3) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(遵守事項)

第8条 利用申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 見守りシールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。

(2) 見守りシールを改ざんしないこと。

(3) 見守りシールを事業の利用以外に使用しないこと。

(利用の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の利用を取り消すことができる。

(1) 利用申請者が内容を偽って申請したとき。

(2) 利用申請者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定によりこの事業の利用の取消しを行った場合は、大郷町認知症高齢者等見守り事業取消通知書（様式第5号）により利用申請者に通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。